

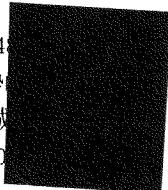
別記様式第17号（規格A4）（第4条関係）（その1）

地域医療支援病院業務報告書

30年9月5日

群馬県知事  
大澤正明様

開設者 〒372-0024  
住所法人 伊勢崎市下植木町481番地  
氏名 一般社団法人 伊勢崎佐波医師会  
会長 大澤誠  
電話番号 0270-24-0111



医療法第12条の2の規定により、29年度の業務に関して下記のとおり報告します。

記

1 病院の開設者の住所及び氏名

住所	〒379-0024 伊勢崎市下植木町481番地
氏名	一般社団法人 伊勢崎佐波医師会 会長 大澤 誠

注 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記載すること。

2 病院の名称

一般社団法人 伊勢崎佐波医師会病院
-------------------

3 病院の所在地

〒372-0024 伊勢崎市下植木町481番地 電話 (0270) 24-0111
---

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
床	床	床	50床	205床	255床



## 5 病院の施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) セントラルモニター 心電図 人口呼吸器 透析器 病床数 10床
化学検査室	(主な設備) 生化学自動分析装置日立 7180 生化学自動分析装置日立 7700 蛋白電気泳動装置常光 CTE880 グルコース測定装置 GA1171 蛍光酸素免疫測定 AIA600 血液ガス分析装置 遠心機 学発光酸素免疫測定装置 学発光酸素免疫測定装置ルミパルス 富士ドライケム装置
細菌検査室	(主な設備) 電気 孵卵器 顕微鏡 全自動細菌検査システムマイクロスキヤン 安全キャビネット 高圧蒸気滅菌器
病理検査室	(主な設備) 光学顕微鏡 自動染色装置 自動包埋装置 自動封入装置 滑走式ミクロトーム 凍結ミクロトーム 医用写真撮影装置 液状処理細胞システム ブッシュブル型換気装置
病理解剖室	(主な設備) 解剖台 切り出し台 解剖器具
研究室	(主な設備) パソコン ビデオ等
講義室	室数 1 室 収容定員 30 人
図書室	室数 1 室 藏書数 2000 冊程度
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) 保有台数 台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 4.59 m <sup>2</sup>

注 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記載すること。

(その2) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類及び救急医療の提供実績

地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院 紹介率	84.95%	算定 期間	29年4月1日～30年3月31日
地域医療支援病院 逆紹介率	76.92%		
算出 根拠	A : 紹介患者の数（開設者とは直接関係のない他の病院又は診療所から紹介状により紹介された数。初診の患者に限る。）		7,456人
	B : 初診患者の数		8,777人
	C : 逆紹介患者の数（開設者と直接関係のある他の病院又は診療所に紹介した患者を除く。）		6,751人

- 注 1) 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記載すること。  
2) 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記載すること。  
3) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記載すること。

(その3) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受け入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
	(略)		常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	10床
専用病床	10床

注 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査及び治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
放射線科	32.82 m <sup>2</sup>	(主な設備) CT装置	可
放射線科	39.96 m <sup>2</sup>	(主な設備) MRI装置 西	可
放射線科	442.9 m <sup>2</sup>	(主な設備) MRI装置 東	可
放射線科	45.77 m <sup>2</sup>	(主な設備) 心カテ装置	可
手術室	210.55 m <sup>2</sup>	(主な設備) 手術室	可

4 備考

救急告示病院 病院群輪番制病院 地域医療災害センター  
地域派遣医療チーム

注 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき群馬県知事の救急病院の認定を受けている病院又は救急医療対策の整備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあつては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	1,940人 ( 881人)
上記以外の救急患者の数	15,416人 ( 277人)
合計	17,356人 ( 1,158人)

注 1) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記載すること。

2) 括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1台
---------------	----

(その4) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用（共同利用）のための体制が整備されていることを証する書類

1 前年度の共同利用の実績

- |                             |       |
|-----------------------------|-------|
| ① 前年度において共同利用を行った医療機関の延べ数 : | 156 件 |
| ② ①のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数 : | 156 件 |
| ③ 共同利用に係る病床の病床利用率 :         | 69.1% |

注 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率等を明記すること。

2 共同利用の範囲等

- |                             |   |
|-----------------------------|---|
| ① 共同利用を行った建物、設備、器械又は器具の名称 : | CT・MRI・心臓 腹部エコー・内視鏡・心電図等・生理検査室・研究室・講義室・図書館・放射線等 |
| ② 開放病床 :                    | 255 床   |

注 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

- ア 共同利用に関する規定の有無  有  無  
イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名：菊池広吉  
職種：総務課

注 共同利用に関する規定がある場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
別紙 (四)				

注 当該病院と同一の二次医療圏に所在する医療機関のみ記載すること。

常時共同利用可能な病床数	255 床
--------------	-------

(その5) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| ① 医学又は医療に関する講演会（学術講演会）： | 31回 |
| ② 地域の医師等を含めた症例検討会：      | 3回  |
| ③ その他の研修会：              | 回   |

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	31回
(2) (1) の合計研修者数	1,431人

注 1) 研修は、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものであること。

2) (2) には、前年度の研修者の実数を記載すること。

3 研修の体制

- ア 研修プログラムの有無  有  無  
イ 研修委員会設置の有無  有  無  
ウ 研修指導者

修指導者氏名	職種	診療科	役職等	臨床経験年数	特記事項
(略)				年	・
				年	
				年	
				年	

注 研修指導者のうち、教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
研究室 講義室 図書室	36 m <sup>2</sup>	(主な設備) シャーカステン 机 椅子 ビデオ
	m <sup>2</sup>	(主な設備)
	m <sup>2</sup>	(主な設備)
	m <sup>2</sup>	(主な設備)

(その6) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	院長 中川隆雄
管理担当者氏名	総務課 菊池広吉 診療録管理士 斎藤雅起 中澤瑠菜

記録の種類	保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方箋、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状及び退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約	医事課 カルテ庫 X-P 庫	1患者1IDにて分類
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	総務課
	救急医療の提供の実績	総務課
	地域の医療従事者の資質の向上を図るために研修の実績	総務課
	閲覧実績	総務課
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	総務課

注1) 「保管場所」欄には、当該記録を保管する部署名を記載すること。

2) 「診療に関する諸記録」については、個々の記録について記載する必要はなく、諸記録の分類方法及び全体としての管理方法の概略を記載すること。

(その7) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	院長 中川隆雄
閲覧担当者氏名	総務課 菊池広吉 医事課 渋木貴弘 診療録管理士 斎藤雅起 中澤瑠菜
閲覧の求めに応じる場所	2階 会議室 5階 会議室 1階 診療録管理室 2階 医局
閲覧の手続の概要 会員から紹介患者の治療等について依頼に基づき担当医師が説明及び診療録の貸出閲覧	

前年度の総閲覧件数	1,712 件
閲覧者別	医師 1,712 件
	歯科医師 件
	地方公共団体 件
	その他 件

注 閲覧件数については、前年度の延べ件数を記載すること。

(その8) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	1回	
委員会における議論の概要		
日 時:平成 30 年 8 月 30 日(木)		
場 所:伊勢崎佐波医師会病院理事会議室		
協議事項		
<ul style="list-style-type: none"><li>・平成 29 年度 地域医療支援病院報告（実績報告）</li><li>・平成 29 年度 伊勢崎佐波医師会病院(救急車状況、連携室状況 等)</li></ul>		

注 委員会の開催回数及び委員会における議論の概要（開催日、開催場所、協議事項、報告事項等）については、前年度のものを記載すること。

(その9) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・ <b>相談室</b> ・その他（ ）
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	ソーシャルワーカー 係長 高橋陽子 看護師 看護部長補佐 宮田まゆみ 看護師 看護副部長 高田真弓
患者相談件数	4,828 件
患者相談の概要	
<p>① 相談の類型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護介護保険について 1,168 件</li> <li>・施設入所相談・他病院転院 1,841 件</li> <li>・苦情相談 5 件</li> <li>・医療費の相談 199 件</li> <li>・社会保障活用支援 745 件</li> <li>・連携業務・受診調整 900 件</li> </ul> <p>② 相談に基づき講じた対策等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来院者の相談内容を傾聴し必要な情報提供を行い関係機関とも連携を図り、ニーズにそった援助を行う。</li> </ul>	

注 1) 患者相談件数については、前年度の延べ件数を記載すること。

2) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が特定されないよう配慮すること。

(その 10) その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類（任意）

1 病院の機能に関する第三者による評価

病院の機能に関する第三者による評価の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
・ 評価を行った機関名、評価を受けた時期  一般財団法人 日本規格協会 (ISO9001:2015) 平成 28 年 2 月 29 日登録審査 認定 平成 28 年 9 月 14 日継続審査 認定 平成 29 年 10 月 16 日移行審査 認定	

注 病院の機能に関する第三者による評価は、公益財団法人日本医療機能評価機構等によるものであること。

2 果たしている役割に関する情報発信

果たしている役割に関する情報発信の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
・ 情報発信の方法、内容等の概要 ・ 病院の広報誌等を会員宛に発行	

3 退院調整部門

退院調整部門の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
・ 退院調整部門の概要 ・ ケースワーカで対応	

4 地域連携を促進するための取組み

地域連携クリティカルパスの策定	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
・ 策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 ・ 地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み ・ 退院調整ルールの作成取組み	

## 地域医療支援病院運営委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、医療施設の機能体系の一環として地域の医療機関との綿密な連携のもとに、地域のかかりつけ医等医療機関からの要請に適切に対応し、地域における医療の確保・向上のために（一社）伊勢崎佐波医師会病院（以下「本病院」という）において必要な地域医療の支援体制の確立を図ることを目的とする。

### (委員会の構成)

#### 第2条

- 1 地域医療支援病院運営委員会の委員は、本病院が所在する二次医療圏の県及び市町村の代表、学識経験者、各医師会及び伊勢崎佐波医師会の代表により構成する。
- 2 委員の定数を定め、必要により増員及び変更を認めるものとする。増員又は変更する場合は地域医療支援の目的に鑑み、かつ地域性も考慮のうえ、広域エリアにわたり選出するものとする。
- 3 委員の過半数は本病院の関係者以外の者で構成しなければならない。

### (審議事項)

#### 第3条

- 1 地域医療支援病院運営委員会は、第1条の目的を達成するため、本病院の地域医療支援に関する次の事項について審議し、管理者に意見を述べるものとする。
  - (1) 紹介患者に対する医療の提供に関すること
  - (2) 共同利用の実施に関すること
  - (3) 救急医療の提供に関すること
  - (4) 地域の医療従事者に対する研修の実施に関すること
  - (5) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理及び閲覧に関すること
- 2 本病院の管理者は、委員会から意見が提出されたときは、最大限その意見を尊重し対応に努めなければならない。

### (利用医師等登録制度)

#### 第4条

- 1 本病院の施設・設備、機械又は器具等は当該二次医療圏に所在する全ての医療機関の利用のために開放されており、共同利用のために運用するものとする。
- 2 本病院の管理者は、共同利用専用病床の確保及び施設・設備、機械又は器具等の開放利用に速やかに対応できるよう体制の整備に努め、登録された医療機関との協議、共同利用に関する情報の提供等連絡・調整の業務を行わなければならない。

### (委員の任期)

#### 第5条

- 1 地域医療支援病院運営委員会の委員の任期は、それぞれの在任期間とする。

(役員)

第6条

1 地域医療支援病院運営委員会に次の役員を置く。

　運営委員長　　1名

　副運営委員長　2名

　運営委員 14～15名（運営委員長、副運営委員長を含む）

2 役員の選出は、各運営委員の互選とする。

(役員の職務)

第7条

1 運営委員長は、会務を総理し運営委員会を代表する。

2 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故があるとき又は欠けたときにその職務を代行する。

(委員会の開催)

第8条

1 委員会は、運営委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、定期的に開催することを原則とするが、必要に応じて開催することができるものとする。但し、運営委員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは運営委員長の決するところによる。

4 運営委員長は審議事項に応じ、必要と認める関係者の出席を求めることができる。

(その他)

第9条

1 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は関係法令や規則等に基づき、運営委員の合意のうえ定めるものとする。

2 この規程を改廃する場合は、運営委員の合意による。

附 則

この規程は、平成11年6月1日から施行する。

## 伊勢崎佐波医師会病院共同利用施設利用規定

1. 共同利用施設：別紙のとおり
2. 利用日時：24時間365日の診療業務に伴う検査等
3. 利用申込み：社団法人伊勢崎佐波医師会病院に利用申込書を提出し、予約する。  
利用申込書には、患者の住所・氏名・保険証番号・医師の所見を記載し、患者負担金は、保険診療費を終了後患者が医師会病院に支払うこと。
4. 検査結果等の交付：MRI等の読影、その他検査結果等の交付を希望するときは、社団法人伊勢崎佐波医師会病院にて交付する。
5. 共同施設の利用について、本規定により難いときは、地域医療支援病院運営委員が協議し定めるものとする。

以上

# 伊勢崎佐波医師会病院（伊勢崎佐波医師会員）施設利用規定

## 1 利用目的

この規定は、医療施設の機能体系の一環として地域に医療機関と綿密な連携のもとに、地域のかかりつけ医療機関（伊勢崎佐波医師会員）からの要請に適切に対応し、地域における医療の確保・向上のために（一社）伊勢崎佐波医師会病院において必要な地域医療の支援体制の確立を図ることを目的とする。

## 2 利用医師等登録制度

- (1) 当該二次医療圏に所在する全ての医療機関の利用のため開放されており、共同利用（開放型共同利用指導料）のために運用するものとする。
- (2) 共同利用専用病床の確保及び施設・設備、機械又は器具等の開放利用に速やかに対応できるよう体制の整備に努め、登録された医療機関との協議、共同利用に関する情報の提供等連絡・調整の業務を行わなければならない。

## 3 利用日時

24時間365日診療業務に伴う入院患者

## 4 利用申し込み

一般社団法人伊勢崎佐波医師会病院に利用申込書を提出し、予約する。

利用申込書には、患者の住所・氏名・保険証・医師の所見を記載する。

## 5 開放型共同利用施設

一般病床205床 療養病床50床

平成28年 8月25日

住 所 伊勢崎市下植木町481番地  
機関名 一般社団法人 伊勢崎佐波医師会  
代表者 会長 大澤 誠

住 所 伊勢崎市下植木町481番地  
機関名 一般社団法人 伊勢崎佐波医師会病院  
代表者 院長 中川 隆雄

# 伊勢崎佐波医師会病院(感染症)施設利用規定

## 1 利用目的

この規定は、医療施設の機能体系の一環として地域の医療機関との綿密な連携のもとに、地域のかかわりつけ医療機関からの要請に適切に対応し、地域における医療の確保・向上のために（社）伊勢崎佐波医師会病院において必要な地域医療の支援体制の確立を図ることを目的とする。なお、感染患者を優先（補助金事業）すること。

## 2 利用医師等登録制度

当該二次医療圏に所在するすべての医療機関の利用のため開放されており、共同利用のために運用するものとする。

## 3 利用日時

24時間365日診療業務に伴う入院患者

## 4 利用申し込み

社団法人伊勢崎佐波医師会病院に利用申込書を提出し、予約する  
利用申込書には、患者の住所・氏名・保険証・医師の所見を記載する。

## 5 感染施設

- 西病棟（401号室・特別室）

## 6 感染料金

- 差額金額は病院負担とする